

平成29年4月1日以降に森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出を行った場合、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要になりました
(森林法第10条の8第2項及び森林法施行規則第14条の2)

状況報告の対象

平成29年4月1日以降に「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「届出書」)に基づき森林の立木の伐採(主伐行為のみ)及び造林を行った場合

※届出書に記載された伐採の方法が「間伐」の場合は、報告書を提出する必要はありません。

報告様式

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書(以下「報告書」)(1通)

※伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採後の造林の実施状況欄の記載は不要ですが、備考欄に転用後の用途及び転用の予定時期を記載してください。

※届出書提出後に、相続・売買等で森林所有者が変わった場合は、備考欄に当該相続・売買等の情報(変更時期等)を記載してください。

報告者

届出書の提出者(届出者)

※届出書提出後に、相続・売買等で森林所有者が変わった場合は、変更になったことが分かる書類(登記簿等)を持参してください。

※また、「森林の土地の所有者となった旨の届出」を行っていない場合は、手続き方法について、環境創造局 緑地保全推進課にご確認ください。(TEL:045-671-2279)

報告の時期

伐採後の造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採完了日*)から30日以内

*届出書に記載した「伐採の期間」の終了日

報告書の提出先

環境創造局 みどりアップ推進課 公園緑化協議担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

TEL:045-671-3946

報告をしない又は虚偽の報告をした場合

30万円以下の罰金に処される場合があります。(森林法第210条)